

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	生活保護事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田市は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

秋田県秋田市長

## 公表日

令和4年6月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩ 徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバーコネクタ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保護者ファイル 2. 生活保護ケースワーカー支援システムファイル 3. レセプト管理システムファイル 4. 保護台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・秋田市個人番号の利用に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保護第一課・保護第二課
②所属長の役職名	保護第一課長、保護第二課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部文書法制課情報公開担当 直通018-888-5427
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市福祉保健部保護第一課・保護第二課 直通018-888-5669、018-888-5670

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦ 徴収金の徴収に関する事務	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧ 徴収金の徴収に関する事務	事後	
平成28年8月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・秋田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（予定）	・番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ・秋田市個人番号の利用に関する条例	事後	
平成28年8月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・番号法第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部文書法制課情報公開担当 直通018-866-2272	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部文書法制課情報公開担当 直通018-888-5427	事後	
平成28年8月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市福祉保健部保護第一課・保護第二課 直通018-866-2096、018-866-8941	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市福祉保健部保護第一課・保護第二課 直通018-888-5669、018-888-5670	事後	
平成28年8月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月11日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成28年8月16日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月11日時点	平成28年8月1日時点	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・番号法第19条第15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の3	事後	
平成29年7月27日	6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保護第一課長菊地真、保護第二課長大橋一仁	保護第一課長、保護第二課長	事後	記載を役職のみとする。
平成29年7月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年8月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧ 徴収金の徴収に関する事務	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨ 徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の3	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和元年5月24日時点	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和元年5月24日時点	事後	
令和1年6月11日	IVリスク対策	—	新規掲載	事後	項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月10日	評価実施機関名	秋田市長	秋田県秋田市長	事後	
令和2年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨ 徴収金の徴収に関する事務	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨ 徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和2年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	被保護者ファイル、生活保護ケースワーカー支援システムファイル、レセプト管理システムファイル、保護台帳ファイル	1. 被保護者ファイル 2. 生活保護ケースワーカー支援システムファイル 3. レセプト管理システムファイル 4. 保護台帳ファイル	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨ 徴収金の徴収に関する事務	生活保護法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧ 被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩ 徴収金の徴収に関する事務	事後	
令和4年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	【別表第二による本市からの情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【別表第二による本市からの情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3	事後	
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	